

○秦野市小児等医療費の助成に関する条例

(平成8年12月24日条例第24号)

改正 平成10年3月27日条例第9号 平成13年3月23日条例第12号
 平成15年3月25日条例第6号 平成16年3月25日条例第8号
 平成18年9月11日条例第33号 平成20年3月3日条例第2号
 平成24年3月23日条例第9号

(目的)

第1条 この条例は、小児等を養育している者に対して医療費の一部を助成することにより、小児等の健康の維持及び健全な育成に役立てるとともに、福祉の増進を図ることを目的とする。

(平13条例12・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。

(1) 小児 規則で定める中学校等(以下「中学校等」という。)を卒業する日の属する月の末日(中学校等の卒業後継続して入院している場合には、その退院の日。ただし、その卒業する日の属する月の末日及びその退院の日が満18歳に達する日の属する月の末日を経過している場合には、満18歳に達する日の属する月の末日とする。)までにある者(乳児及び幼児等を除く。)をいう。

(2) 乳児 満1歳に達する日の属する月の末日までにある者をいう。

(3) 幼児等 満1歳に達する日の属する月の翌月の初日から満10歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者をいう。

(4) 小児等 小児、乳児及び幼児等をいう。

(5) 養育している者 次のア又はイのいずれかに該当する者をいう。

ア 小児等を養護し、かつ、これと生計を同じくするその父(母がその小児等を妊娠した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。)又は母

イ 父母に養護されず、又はこれと生計を同じくしない小児等を養護し、かつ、その生計を維持する者

2 前項第5号アの場合において、父及び母がともにその父及び母の子である小児等を養護し、かつ、これと生計を同じくするときは、その小児等は、その父又は母のうちいずれかその小児等の生計を維持する程度の高い者によって養護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

(平10条例9・一部改正・繰下・追加、平13条例12・平15条例6・平16条例8・平20条例2・平24条例9・一部改正)

(対象者)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、本市に住所を有する小児等を養育している者であって、その養育する小児等の疾病又は負傷について、規則で定める医療保険各法(以下「医療保険各法」という。)の規定により医療に関する給付が行われたものとする。

2 前項に規定する疾病又は負傷には、次の各号のいずれかに該当する小児等に係る疾病又は負傷を含まない。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により医療の扶助を受けている世帯に属する小児等

(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定による措置により医療を受給している小児等

(3) 規則で定める医療費助成事業により医療費の助成を受けることができる小児等

(平18条例33・一部改正)

(所得の制限)

第4条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者についてそれぞれの各号に規定する所得が、所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びにその扶養親族等でない児童(満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。)でその所得があった年の12月31日において生計を維持した者の有無及び数に応じて、規則で定める額以上のときは、対象者とならない。

(1) 幼児等に係る医療費の助成を受けようとする者 医療を受けた幼児等の誕生日が、1月1日から6月30日までの間にあるときはその日の属する年の前々年の所得とし、7月1日から12月31日までの間にあるときはその日の属する年の前年の所得とする。

(2) 小児に係る医療費の助成を受けようとする者 小児が医療(入院に係る医療に限る。)を受けた日が、1月1日から6月30日までの間にあるときはその日の属する年の前々年の所得とし、7月1日から12月31日までの間にあるときはその日の属する年の前年の所得とする。

2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。

(平24条例9・全部改正)

(助成の範囲)

第5条 医療費の助成の額は、小児等の疾病又は負傷について医療保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、その規定により対象者が負担すべき額から規則で定める額を控除した額に相当する額(以下「助成費」という。)とする。

2 前項の医療費の助成は、乳児及び幼児等にあつては入院及び通院に係るもの、小児にあつては入院に係るものについて行うものとする。

(平10条例9・平13条例12・平24条例9・一部改正)

(助成の方法)

第6条 乳児又は幼児等の医療費の助成は、乳児又は幼児等が病院若しくは診療所又は薬局等(以下「医療機関等」という。)で医療を受けた場合に、市長がその医療機関等に対し、助成費を支払うことにより行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める理由により対象者が医療機関等に医療費を支払ったときは、対象者に対し、助成費を支給するものとする。

3 小児の医療費の助成は、市長が対象者に対し、助成費を支給することにより行うものとする。

(平10条例9・平13条例12・平24条例9・一部改正)

(医療証交付の申請等)

第7条 対象者は、乳児又は幼児等の医療費の助成を受けようとするときは、加入医療保険を証する書類その他の規則で定める書類を添付して、市長に申請しなければならない。ただし、引き続き医療費の助成を受けようとする対象者については、申請を省略させることができる。

2 市長は、前項本文に規定する申請の内容を審査し、対象者が養育する乳児又は幼児等であることを示す証明書(以下「医療証」という。)を交付するものとする。

3 医療証の交付を受けた者は、医療証を医療機関等において医療を受ける際に提示するものとする。

(平10条例9・一部改正・追加、平13条例12・平24条例9・一部改正)

(届出の義務)

第8条 医療証の交付を受けた者は、前条第1項の規定により申請した事項に変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(貸与等の禁止)

第9条 医療証の交付を受けた者は、医療証を他人に貸与し、譲渡し、又は担保にしてはならない。

(平13条例12・一部改正)

(損害賠償との調整)

第10条 市長は、第三者の行為により生じた小児等の疾病又は負傷に関して対象者が損害賠償を受けたときは、その額の限度において、医療費の助成の全部若しくは一部を行わず、又はすでに助成した助成費に相当する金額を返還させることができる。

(平13条例12・一部改正)

(助成費の返還)

第11条 偽りその他不正な手段により医療費の助成を受けた者に対しては、市長は、その助成費に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(公簿による確認等)

第12条 市長は、この条例による申請又は届出に添付させる書類により確認する事項を本市が保有する公簿等により確認することができるときは、その公簿等により確認し、その書類の添付を省略させることができる。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平13条例12・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に秦野市小児等医療費の助成に関する要綱(平成7年10月1日施行。以下「要綱」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 この条例の施行前に要綱の規定により交付された医療証は、第7条の規定により交付された医療証とみなす。

附 則(平成10年3月27日条例第9号)

(施行期日)

1 この条例は、平成11年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の秦野市小児等医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後に行われた医療について適用し、施行日以前に行われた医療に係る医療費助成については、なお従前の例による。

附 則(平成13年3月23日条例第12号)

(施行期日)

1 この条例は、平成13年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(医療証交付の申請の省略)

- 2 この条例の施行日前においてこの条例による改正前の秦野市小児等医療費の助成に関する条例により医療証の交付を受けた者で、その医療証に係る幼児を現に養育しているものについて、この条例による改正後の秦野市小児等医療費の助成に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定を適用する場合においては、医療証交付の申請を省略させるものとする。

(適用区分)

- 3 改正後の条例の規定は、施行日以後に行われる医療について適用し、施行日前に行われた医療については、なお従前の例による。

附 則(平成15年3月25日条例第6号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の秦野市小児等医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後に行われる医療について適用し、施行日前に行われた医療については、なお従前の例による。

附 則(平成16年3月25日条例第8号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(医療証交付の申請の省略)

- 2 この条例の施行日前においてこの条例による改正前の秦野市小児等医療費の助成に関する条例により医療証の交付を受けた者で、その医療証に係る幼児を現に養育しているものについて、この条例による改正後の秦野市小児等医療費の助成に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定を適用する場合においては、医療証交付の申請を省略させるものとする。

(適用区分)

- 3 改正後の条例の規定は、施行日以後に行われる医療について適用し、施行日前に行われた医療については、なお従前の例による。

附 則(平成18年9月11日条例第33号)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成20年3月3日条例第2号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(医療証交付の申請の省略)

- 2 この条例の施行日前においてこの条例による改正前の秦野市小児等医療費の助成に関する条例により医療証の交付を受けた者で、その医療証に係る幼児を現に養育しているものについて、この条例による改正後の秦野市小児等医療費の助成に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定を適用する場合においては、医療証交付の申請を省略する。

(適用区分)

- 3 改正後の条例の規定は、施行日以後に行われる医療について適用し、施行日前に行われた医療については、なお従前の例による。

附 則(平成24年3月23日条例第9号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(医療証交付の申請の省略)
- 2 この条例の施行日前において、この条例による改正前の秦野市小児等医療費の助成に関する条例により医療証の交付を受けた者で、その医療証に係る幼児等を現に養育しているものについてこの条例による改正後の秦野市小児等医療費の助成に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定を適用する場合においては、医療証交付の申請を省略する。

(適用区分)

- 3 改正後の条例の規定は、施行日以後に行われる医療について適用し、施行日前に行われた医療については、なお従前の例による。